

環境から軍事を問う

沖縄大学名誉教授
桜井国俊

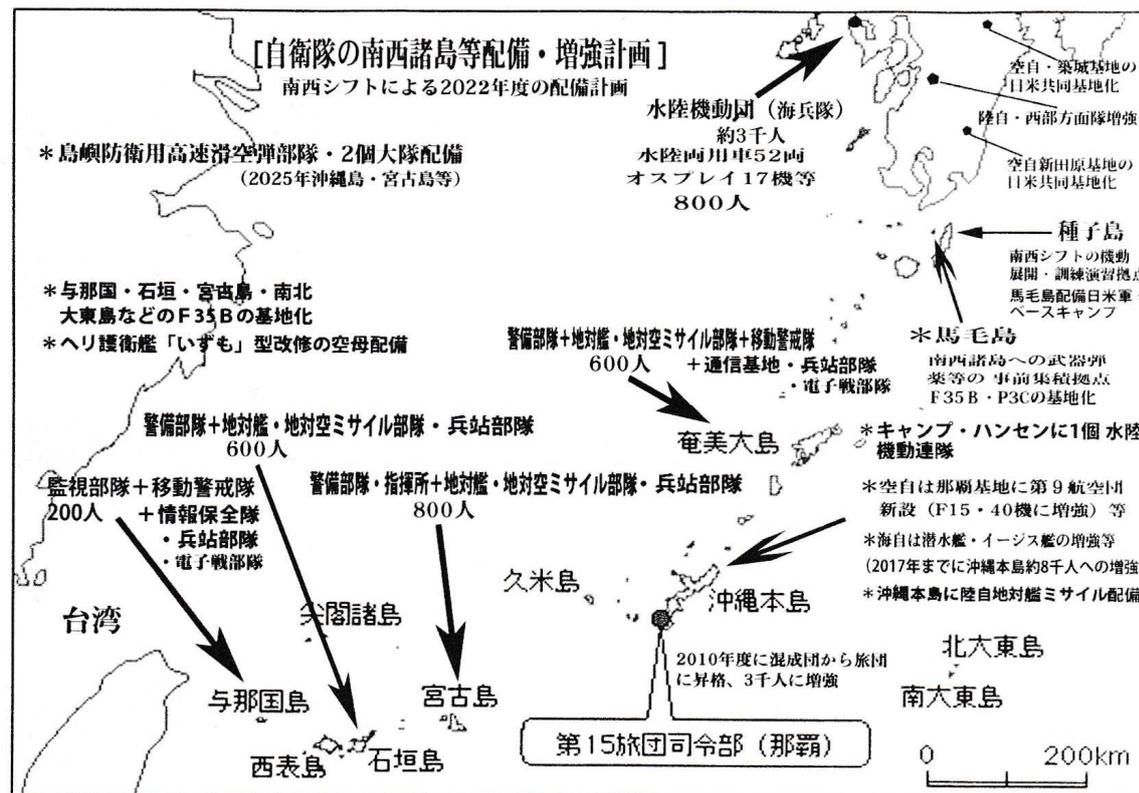
1. 急速に進む沖縄の 軍事要塞化

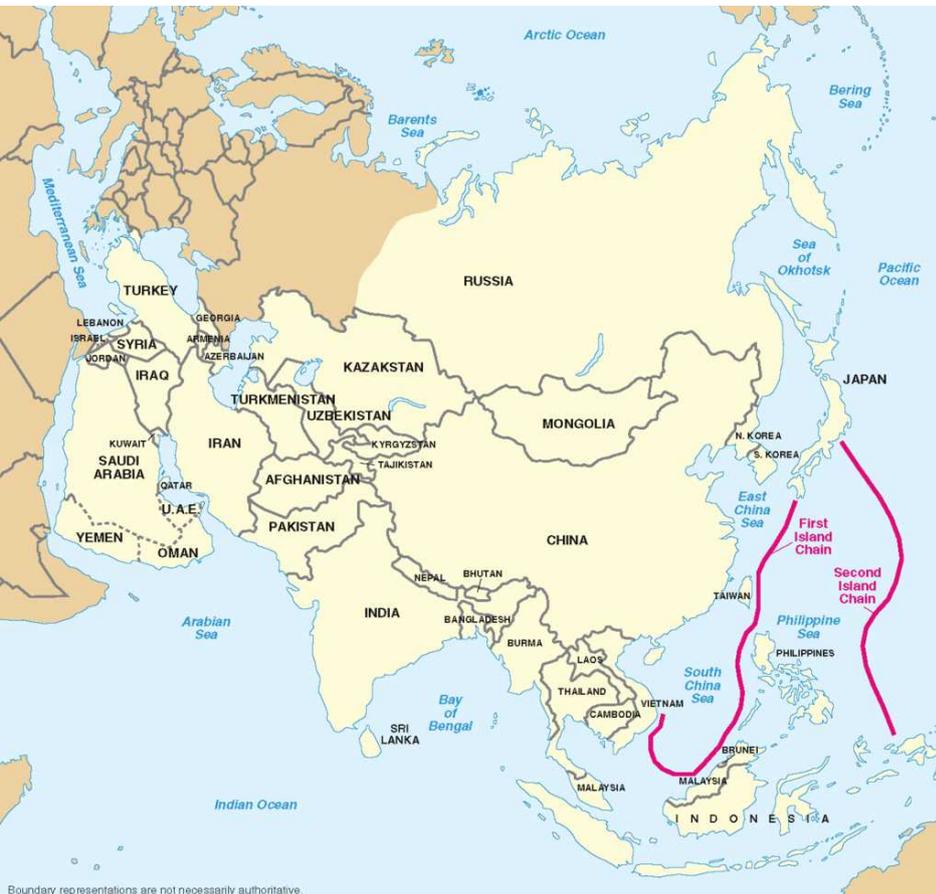
急速に進む沖縄の軍事要塞化

- 直接的な契機は2022年12月16日に国家安全保障会議及び閣議で決定した安保三文書(ミサイル戦争に勝利する対中国戦争態勢の構築)。
- 米軍基地の削減が進まないその片方で南西諸島への自衛隊配備・ミサイル基地化が急速に進む。**(米軍の本音は対中戦争の前線に自衛隊に立たせること)**
- シェルターの建設や平時・有事の住民避難計画が公然と語られる。
- 沖縄が捨て石とされる沖縄戦が再来するとの危惧が急速に高まるが、メディアは沖縄の人々のこの危惧を適確に報道せず、日本本土の多くの人々は他人事だと思っている。

急速に進む琉球
弧の軍事要塞化
必要なのは非軍事化・緩衝地帯化

小西誠氏作製



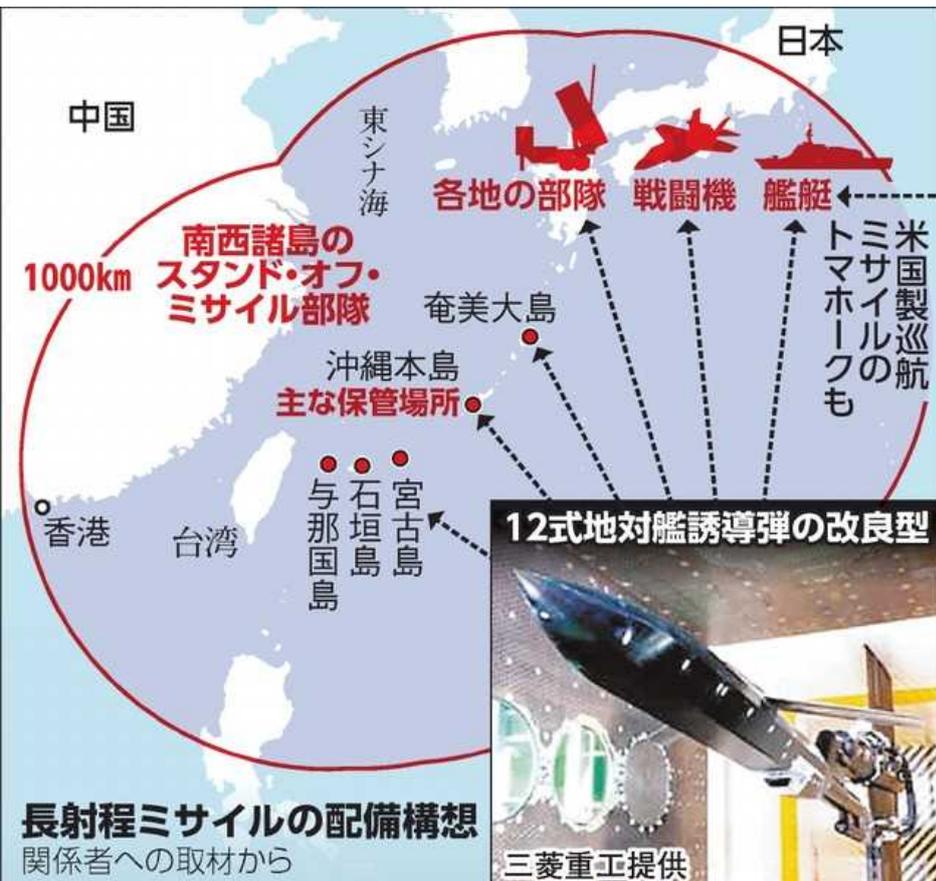


第一列島線(左) 第二列島線(右)

第一列島線および第二列島線は、中華人民共和国の安全保障分野においての概念のことであり、武力介入の指標でもあり、対米防衛線でもある。

本来はアメリカ合衆国の中国封じ込め政策において設定された戦略ラインのことであった。

(ウィキペディアより)



南西諸島の島々に 陸上自衛隊のミサイル 部隊が続々配備

- 陸自宮古駐屯地2019.3新設
- 石垣駐屯地2023.3ミサイル搬入
- 奄美大島瀬戸内分屯地(地对艦ミサイル基地と巨大弾薬庫)
- 与那国島にミサイル部隊を配備へ、23年度予算案に防衛省が土地取得費を計上
- 防衛省は2024年3月21日、沖縄県うるま市の陸上自衛隊勝連分屯地に、新たな地对艦ミサイル連隊(第7地对艦ミサイル連隊本部)を発足させた。防衛力の「南西シフト」の一環。

長射程ミサイルの配備構想
関係者への取材から

三菱重工提供

2. 「沖縄・琉球弧の 声を届ける会」 の発足

「沖縄・琉球弧の声を届ける会」の発足

- 急速に進む軍事要塞化を危惧する沖縄の人々の声を本土メディアは政府や大広告主に忖度し適切に報道しない。
- この状況を放置することは出来ないとして沖縄の人々は2023年7月13日に「沖縄・琉球弧の声を届ける会」を発足させ、連続講座第1回～第4回を実施してきた。第5回は石垣・宮古の軍事要塞化をテーマに10月26日・27日に開催予定。
- 声を届ける先はまず日本本土のメディアであり、そして東アジアのメディアである。沖縄の人々は平和を希求し軍事要塞化に反対していることをこれらメディアを通じてこの地域に暮らす人々に伝えようとしている。
- このため届ける会のホームページは、日本語に加え、英語、中国語、韓国語で表記している。

<https://ryukyukohp.jimdofree.com/>

連続講座第1回

メディアは全ての人権のため、隠された真実を暴け！ ～「新たな戦前」に直面する沖縄・琉球弧の島々の真実を！～

11月12日(日) 13:30~17:30 (開場 13:00~)

参加無料

沖縄大学3号館101教室 (地図は裏面) 別でハイブリット配信 (裏面)

今、沖縄・琉球弧の島々には、次々と自衛隊基地やミサイル基地が建設または計画され、武器弾薬が運びこまれています。またそれにより、人々の日常の暮らしは奪われ、豊かな自然は破壊され、生きものたちが生きる場所を奪われています。日本全体が「新たな戦前」とも言われる中、その最前線として多大な危険の中にある沖縄・琉球弧から、深刻な現状を伝えていきたいと思ひます。

折しも今年「世界報道の自由デー30周年」にあたります。ユネスコが掲げたテーマ「権利の未来を形作る：他のすべての人権の推進力となる表現の自由」を踏まえ、ここ沖縄・琉球弧の島々に 権利が保護され享受できる未来が切り拓かれるよう、国内外のメディアの皆様へ訴えるものです。

報告者



長野広美さん



田里千代基さん



宮城秋乃さん



阿部岳さん



新垣毅さん



セドリックさん

主催: 沖縄・琉球弧の声を届ける会、共催: 沖縄大学 共同代表: 伊波義安・桜井国俊・丹原美穂 連絡先: 桑江直哉、電話番号: 090-6868-6232

賛同団体: 泡瀬十湯を守る連絡会、沖縄環境ネットワーク、嘉手納ピースアクション、基地・軍隊を許さない行動する女たちの会、ジュゴン保護キャンペーンセンター、日本ジャーナリスト会議、日本ジャーナリスト会議沖縄、ノーモア沖縄戦どう宝の会、平和市民連絡会、ヘリ基地反対協議会、ミサイル配備から命を守るうるま市民の会、有機フッ素化合物(PFAS)汚染から市民の生命を守る連絡会、NPO 法人奥間川流域保護基金

他 ①海外メディアもお呼びします。②海外メディア向けに沖縄基地見学ツアーもあり

●「新たな戦前」の到来におびえる沖縄の人々の思いをメディアは適切に伝えていない。

●沖縄の人々の思いを国内外のメディアに訴えるために「沖縄・琉球弧の声を届ける会」を2023年7月に発足させた。

●桜井は共同代表の一人。

沖縄・琉球弧の声を届ける会

連続講座第2回

メディアは全ての人権のため、隠された真実を暴け！

辺野古新基地建設問題について

2月18日(日) 13:30~17:00 (開場 13:00~)

沖縄大学3号館101教室

資料代 500円 | オンライン参加 無料 (要事前申込)

吉川秀樹さん | 浦島悦子さん | 徳田博人さん | 真意志好一さん

2月17日(土) 辺野古・大浦湾見学ツアー (参加費 2000円)

主催: 沖縄・琉球弧の声を届ける会、共催: 沖縄大学、共同代表: 桜井国俊、丹原美穂、与那原恵子 | 連絡先: 090-6868-6232 (桑江直哉)

連続講座第3回

メディアは全ての人権のため、隠された真実を暴け！

ジェンダーの視点から考える真の安全保障
— 脱軍事化と脱植民地化を目指して —

シンポジウム

4月20日(土) 13:30~17:00 (開場 13:00~)

沖縄大学本館1階 同窓会館

高里鈴代 | 秋林こずえ | 玉城 晏

宮城晴美 | 宣野産純乃

主催: 沖縄・琉球弧の声を届ける会、共催: 沖縄大学、共同代表: 桜井国俊、丹原美穂、与那原恵子 | 連絡先: 090-6868-6232 (桑江直哉)

沖縄・琉球弧の声を届ける会

連続講座第4回

メディアは全ての人権のため、隠された真実を暴け！

日米共同作戦の拠点化許すな!
— 地対艦ミサイル配備、沖縄弾薬庫・陸自訓練場建設 —

シンポジウム

7月20日(土) 13:30~17:00 (開場 13:00~)

沖縄大学本館1階 同窓会館

資料代 500円 | オンライン参加 無料 (要事前申込)

宮城英和 | 伊波洋正 | 諸見里宏美 | 小那野安明 | 塚崎昌平

主催: 沖縄・琉球弧の声を届ける会、共催: 沖縄大学、共同代表: 桜井国俊、丹原美穂、与那原恵子 | 連絡先: 090-6868-6232 (桑江直哉)

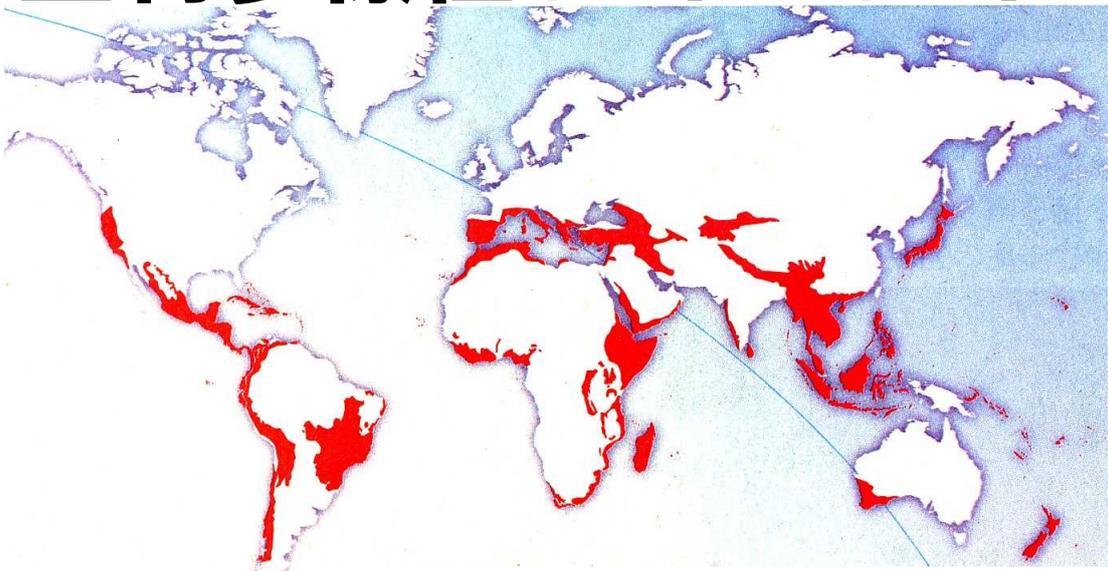
2024年2月18日
連続講座第2回

2024年4月20日
連続講座第3回

2024年7月20日
連続講座第3回

3. 環境を犠牲にする 基地建設

生物多様性ホットスポット*



*生物多様性が高く、同時に人間活動による大きな絶滅圧力に曝されている地域としてコンサベーション・インターナショナルが指定した地域。2017年現在、36の地域が指定されている。日本は全域指定。



沖縄は東洋のガラパゴス
と呼ばれるほど生物相が豊か

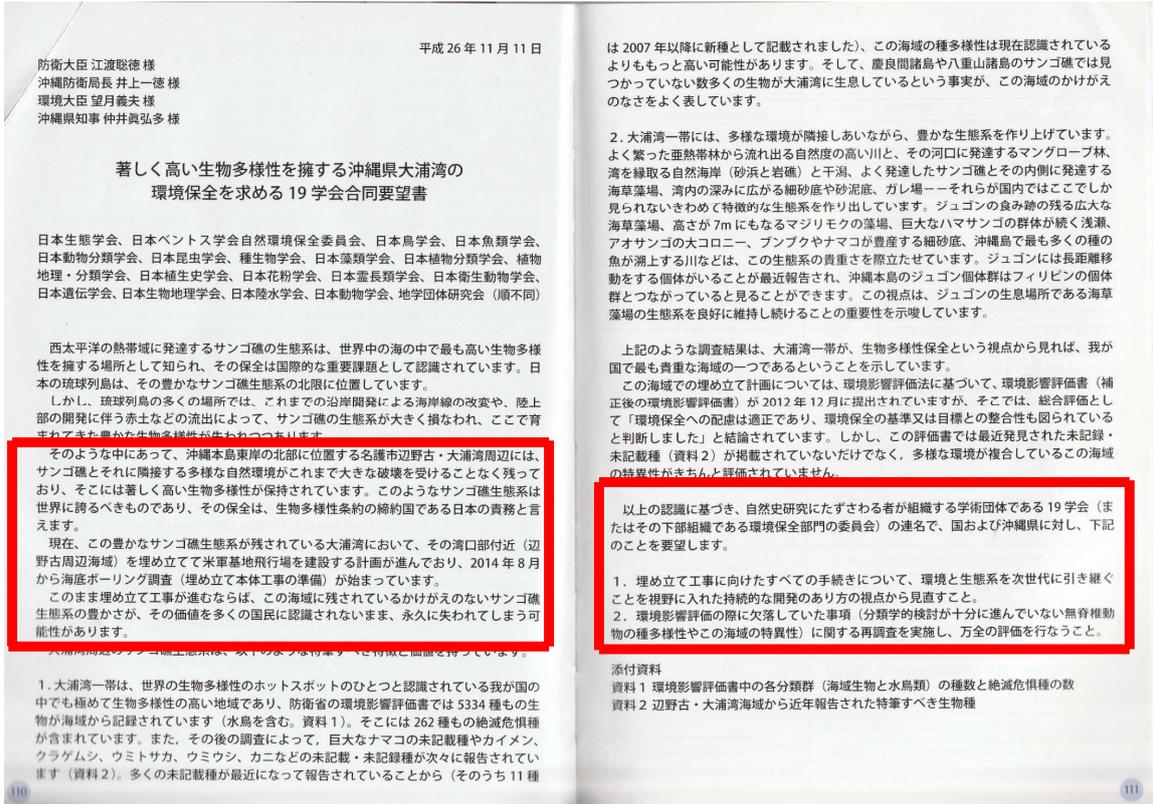
豊かなやんばるの森

やんばるは世界的にも 貴重な亜熱帯の森

- やんばるの面積は全国の0.1%。
- カエル 全国の26%の種のカエルが生息。
(やんばるに10種、全国に39種)
- 単位面積当たりの動物種数: 全国の51倍。
- 単位面積あたりの植物種数: 全国の45倍
以上。

大浦湾の環境保全を求める19学会合同要望書（2014年）

土木工学的にも不可能な辺野古新基地の建設を日本政府は強行しようとしている。



これほどの数の学会が保全を求め、自然が他にあるだろうか？

与那国の樽舞湿原は……

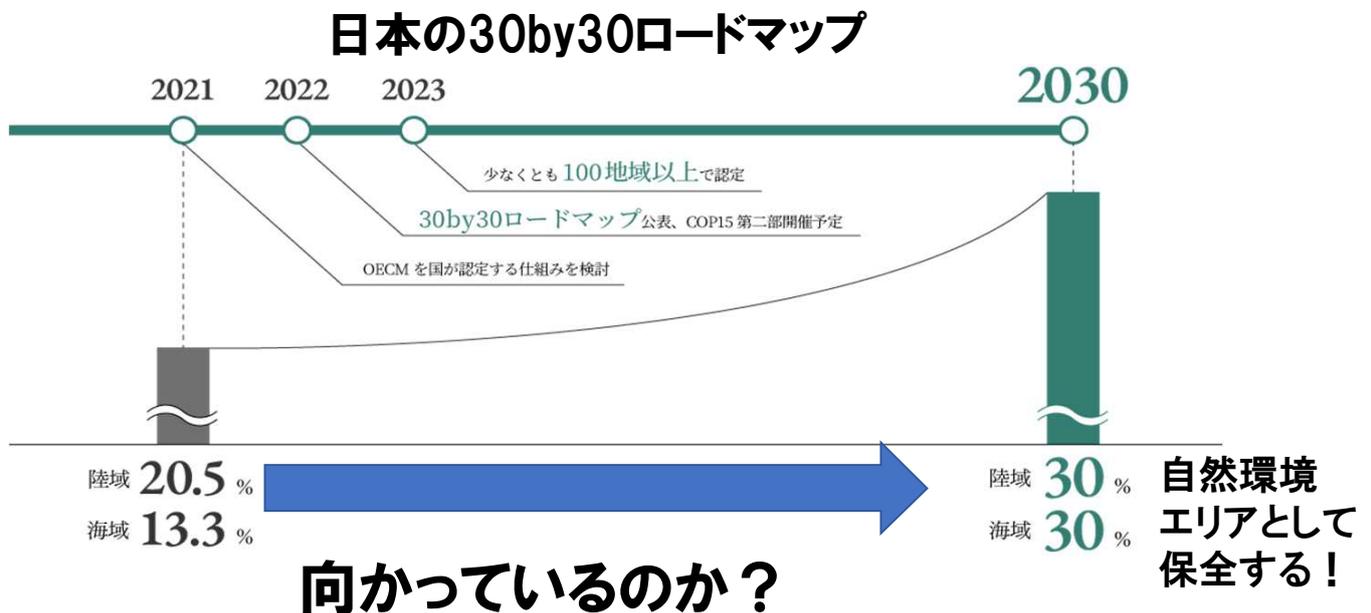
- 保全上配慮が必要な環境省の「生物多様性の観点から重要度の高い湿地500」(重要湿地)に選定されている与那国町比川地区にある琉球列島最大規模の湿地帯・樽舞(たるまい)湿原が、有事に備え自衛隊などが使用するために政府が検討する「特定重要拠点」の新たな港湾施設の計画予定地に上がっている。
- 国指定天然記念物のアカヒゲが確認されるなど、樽舞湿原やその周辺では貴重な鳥類が数多く生息する。
- 住民や研究者の間では港湾ができれば自然環境の破壊につながり、生物多様性が損なわれると懸念の声が上がっている。



樽舞湿原に
軍港が作ら
れようとして
いる！



これでは国際約束の30by30の実現は到底無理 (2021年6月に英国で開催されたG7サミットで合意)



4. アセス制度の更なる形骸化

アセス制度の更なる形骸化

- 日本のアセスは世界標準の**オーフス条約**(1998年採択)やその6年前(1992年)の**リオ宣言第10原則**から大幅に立ち遅れている。
- それが誰の目にも明らかになったのが**辺野古アセス**。
- 日本ではアセスの件数が米国より3桁少なく、国民の間に**アセスリテラシー**(アセスが適切に実施されたか否かを判断する能力)が育たない。
- 石垣島(平得大俣)での自衛隊基地建設など、アセス(県条例アセス)逃れが目にあふ。

環境アセス＝ 持続可能な開発を実現する重要手段

- 持続可能な開発(SDGs)**は、1992年のリオの地球サミットにおいてキーワードとなった。
- 持続可能な開発(SDGs)**を実現するためには、あらゆる人間の行為について、それが自然環境や社会環境に及ぼす影響について**事前に予測し**、マイナスの影響を緩和する方策を講じていく必要がある。
- なぜなら、一般にマイナス影響の**事後の修復**は、事前の予防に比べ格段の費用を要するからである。**種の絶滅を招く場合は、取り返しがつかない。**

21

世界標準の**オーフス条約**(1998年採択) から大幅に後れをとった 日本の環境民主主義の状況

●リオ宣言第10原則(1992年)

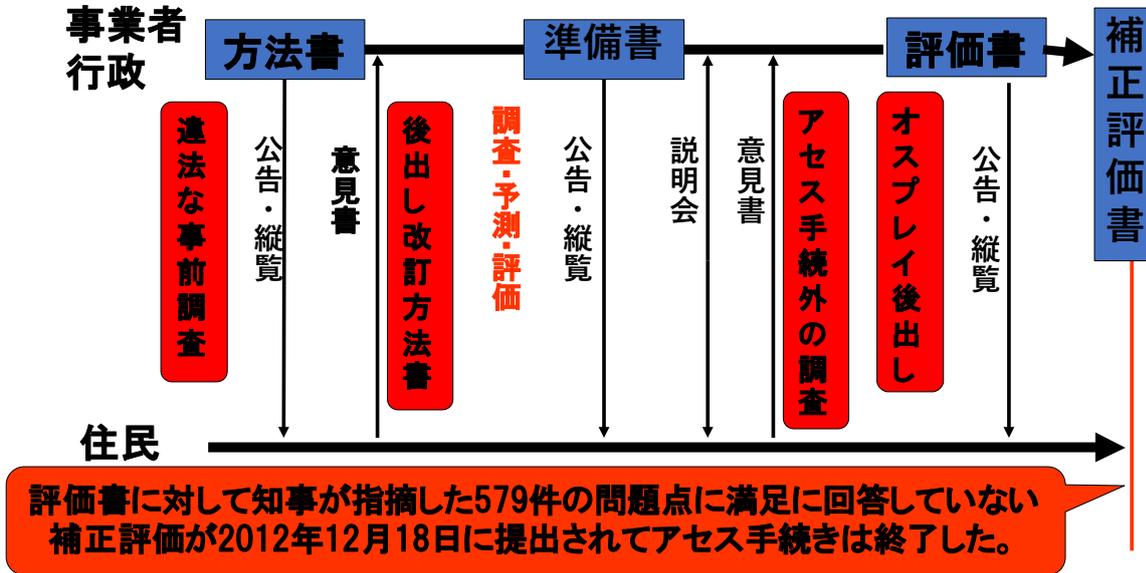
「環境問題は、それぞれのレベルで、すべての市民が参加することにより最も適切に対応できる」

1. 環境情報を適切に入手できるようにする。
2. 意思決定に参加できるようにする。
3. 適切な救済(**司法救済**を含む)を受けられるようにする。

民主的な手続きが
アセス法のいのち！

アセス法の手続き

辺野古「アセス」では、手続きがアセス法に反する違法なものであった。



方法書提出前の大がかりな事前調査(二十四億円と言われている)で大浦湾を攪乱



刊) 沖縄タイムス 07・05・19 (夕

調査船にしがみつき抗議活動を行う反対派メンバーら=19日午前9時50分ごろ、名護市・辺野古沖 (宮里政史撮影)

究極の後出し…オスプレイ 配備を評価書段階で公表



沖縄の市民は辺野古新基地にはオスプレイが配備されることを米国でのジュゴン裁判を通じて知っていた。

評価書に対しては住民は意見を述べる機会なし

琉球新報2014年12月12日

- アセス法第8条第1項、第18条第1項は、「方法書(準備書)について環境の保全の見地から意見を有する者は、…事業者に対し…これを述べることができる」としている。
- 住民側は、アセス法のこの条項に基づき、「**違法な手続き(オスプレイ配備を明かにしなかったこと)**によって住民が**意見を述べる権利を侵害された**」と主張。
- ところが司法は、住民の意見陳述権を認めず、アセス法のこの条項は、あくまでも事業者の効率的な情報収集のためのものであり、事業者は意見に配慮すれば足りると判断。**原告不適格として門前払い**。
- 日本のアセス制度における市民参加は形式的なレベルに留まっており、**オース条約**が求めるような実効的な政策形成参加のレベルには達していないことが明らかになった。

琉球新報 2014.12.12
第3種郵便物認可 【月々の購読料3,075円(本体2,848円+消費税227円)】

辺野古アセス敗訴確定

最高裁上告棄却 意見陳述権認めず

米軍普天間飛行場の移設に伴う那覇市辺野古への新基地建設と、基地地やサンブ・シロン泊岸部の環境影響評価(Aセス)プロセス、手続きの不備などとして、辺野古の住民がアセスより前に訴訟の提起と損害賠償を求めた訴訟で、最高裁第3小法(岡部毅典子裁判長)は11日までに上告を棄却した。棄却は19日、アセスに対する住民の意見陳述権を認めず原告側敗訴を言い渡した。一審、控訴審判決が確定した。裁判官一人異議の意見。

岡部は辺野古のアセスを、主張していた。米海兵隊の垂直降陸機「オスプレイ」の配備について、住民が意見を述べ、陳述権を認め、住民側は、アセスより前に訴訟の提起と損害賠償を求めた訴訟で、最高裁第3小法(岡部毅典子裁判長)は11日までに上告を棄却した。棄却は19日、アセスに対する住民の意見陳述権を認めず原告側敗訴を言い渡した。一審、控訴審判決が確定した。裁判官一人異議の意見。

原告批判「司法の任務放棄」

名護市辺野古の環境影響評価(アセス)プロセス、手続きの不備などとして、辺野古の住民がアセスより前に訴訟の提起と損害賠償を求めた訴訟で、最高裁第3小法(岡部毅典子裁判長)は11日までに上告を棄却した。棄却は19日、アセスに対する住民の意見陳述権を認めず原告側敗訴を言い渡した。一審、控訴審判決が確定した。裁判官一人異議の意見。

法の不備明白 立法措置急務

辺野古アセスで、事業者は意見陳述権を認めず、事業者は意見に配慮すれば足りると判断。原告不適格として門前払い。

日本のアセス制度における市民参加は形式的なレベルに留まっており、オース条約が求めるような実効的な政策形成参加のレベルには達していないことが明らかになった。

琉球弧で頻発する形骸アセス

例1：石垣島平得大俣陸自基地のアセス逃れ

県の改正アセス条例の適用直前に基地入口だけ着工し、アセスを逃れた。

例2：浦添軍港開発の細切れアセス

事業者ごとの細切れアセスで軍港も含めた事業全体についてのアセスではない。

例3：馬毛島におけるアセスに先行する外周道路・港湾建設

外周道路や港湾建設は別事業だと強弁し、アセス終了前に着工した。

5. 環境を守るための 調査権限とPPP原則を 無視する日米地位協定 と環境補足協定

日米地位協定第3条第1項

合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。

調査権限の無視!!

この条項は、日本では **”米軍の排他的管理権”**と呼ばれている。

日米地位協定第4条第1項

PPP原則
の無視!!

合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当たつて、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。

この条項は、施設及び区域を返還する**前**に米軍が引き起こした環境汚染については、米軍自身に対処すべきであるということを**間接的に**意味している。

しかし日本政府はこの**一線を越え**、普天間基地からの PFAS汚染水320m³を処理するために血税9200万円を支出した。

沖縄の市民が2021年の9月29日に沖縄防衛局の小野功雄局長と会見し抗議したとき、局長はこれが一線を越えた最初の事例であることを認めた。私たちは、これが先例となって、これからも米軍による強請が続発することを恐れている。

越えてはならない一線を越えたと言ったと沖縄防衛局長が認めたと言ったと抗議集会において報告する桜井



2021年9月29日、
沖縄防衛局前で
開催された
抗議集会

PPP(Polluter-Pays Principle: 汚染者負担原則)

- PPP(Polluter-Pays Principle: 汚染者負担原則)は、環境汚染問題に対処する際の基本原則。
- PPPは、汚染者が汚染防止費用を負担すべきであるという考え方。1972年5月のOECD理事会が採択した勧告「環境政策の国際経済面に関するガイディング・プリンシプル」の中で提唱された。
- 米軍がPPPを無視することを許容しては公正な環境保護は成り立たない。
- 日米地位協定第4条第1項は明らかにPPPに反する。

PFOS 汚染の最初の報道

北谷浄水場*の水源比謝川のPFOS 汚染

* 7市町村の45万県民に給水。

県企業局の要請にも拘わらず嘉手納基地への立ち入り調査が現在まで米軍によって拒否されている。

国内では同物質の環境基準は定められていない。大工廻川では期間中に16回計測され、昨年2月に1320ナグ(最高値)、同

琉球新報
2016年1月20日

45万県民の
飲み水の汚染！

北谷浄水場
有機フッ素
OS)が検出
県企業局は
地内を通つ
する大工廻
で、恒常的
準で計測さ
明らかにし
は2014
11月までの
たり621
た。河川水
はできない
庭などに給
暫定健康勧
の3倍超
に計測でき
00ナグを
比謝川の
化学物質
基地通過の支流
恒常的に高水準計測
16.1.20
76ナグ、14年12
3ナグを計測する
値で推移した。
川など上流域で高
た月に、北谷浄水
でも数値が上昇し
廻川で最高値だつ
月に浄水でも32ナ
、10、20ナグ台で
いた他の月より高
同川合流地点より
田川取水ポンプ場
ナグだった昨年6
が80ナグだった。
縄防衛局を通して
計測値を伝えてお
質の使用実態を照
で立ち入り調査な
対応を検討する。

まず行なうべきは汚染源の特定

- 障害は日米地位協定SOFA (1960年調印)。
- 立ち入り検査は**米軍が認めたときのみ**実施が可能。
- 北谷浄水場のPFAS汚染の原因は限りなく嘉手納基地と思われるのに、沖縄県企業局の繰り返しての立ち入り許可要請にもかかわらず米軍はこれまでの8年間、立ち入り検査を認めていない。

8年たった今も 立入調査が出来ていない！ 障害は日米地位協定！

琉球新報 21年5月25日

有機フッ素化合物に関する基地内調査を巡る経緯	2016年1月	企業局がPFOS・PFOAの汚染を発表
	6月10日	企業局が嘉手納基地に基地内の立ち入り調査要請
	25日	嘉手納基地が立ち入りを拒否
	10月	県、沖縄防衛局、米軍3者連絡回の初会合
	17年2月	2回目会合 → 立ち入りできず
	11月	3回目会合 → 立ち入りできず
	18年7月	4回目会合 → 立ち入りできず
	10月	企業局が防衛省、厚生労働省、環境省に要請 → 防衛省が日米合同委員会で議論する方針を示す
	19年1月	企業局が防衛省に再度要請
	20年5月	企業局が基地内の立ち入り調査を再要請
	21年5月	進展なく、いまだ立ち入りできず

2016年1月19日初公表

最初の立入調査要請

米軍の拒否の理由は日本ではPFASに関する規制基準がないからというものだった。

国のPFOS/PFOA暫定基準値設定を受け二度目の立入調査要請

ヘリCH53Dの沖縄国際大学への墜落

- 2004年8月13日、普天間基地に隣接する沖縄国際大学にヘリCH53Dが墜落した。イラク戦争の真っ最中で疲労困憊した整備兵の整備ミスが原因であった。
- 日本の警察が現場検証が出来なかっただけでなく、渡久地朝明学長も一週間大学に入ることが出来なかった。
- 桜井は当時沖縄大学の学長で、沖縄県下の他の大学の学長達と共に、米国大統領、在日米国大使への抗議活動で走り回った。



渡久地学長

唯一入れた日本人は、 ピザの配達員だった。

沖縄国際大学は
普天間基地のとなり。

米軍は大学を1週間封鎖。



同じ事態を繰り返さない
ために2015年9月28日に
環境補足協定に調印。



2015年9月28日日米地位協定の環境補足協定

2013年12月の仲井真知事(当時)の辺野古埋立承認の引き換え条件の一つであった。仲井真知事と会見した安倍首相(当時)が明言している。

- (1)情報共有
両国は、入手可能かつ適当な情報を相互に提供する。
- (2)環境基準の発出・維持
米側は、「日本環境管理基準(JEGS)」を発出・維持し、同基準は、両国又は国際約束の基準のうち、最も保護的なものを一般的に採用する。これは、漏出への対応・予防に関する規定を含む。
- (3)立入手続の作成・維持
日本の当局が次の場合に米軍施設・区域への適切な立入りを行えるよう手続を作成・維持する。
 - (ア)環境に影響を及ぼす事故(漏出)が現に発生した場合。
 - (イ)施設・区域の返還に関連する現地調査(文化財調査を含む。)を行う場合。
- (4)協議
環境補足協定の実施に関するいかなる事項についても、一方からの要請により、日米合同委員会での協議を開始する。

なぜ環境補足協定は役立たずなのか？



・以下にあるように、米軍が環境事故を通知した場合にのみ立ち入りを許可すると日米合同委員会が2015年9月28日に決めたから。

・ Procedures for access following a contemporaneous environmental incident, i.e., a spill:

Upon notification under the provisions of reference 1c of a contemporaneous environmental incident, i.e., a spill:

地位協定等5ヶ国比較表 (沖縄県「他国地位協定調査について」より)

5カ国比較表（地位協定、国内法、運用等）

	国内法	管理権	訓練・演習	航空機事故
日本	原則不適用	立入り権 明記無し	航空特例法等 により規制できず	捜索等を行う権利 を行使しない
ドイツ	原則適用	立入り権明記 立入りパス支給	ドイツ側の 承認が必要	ドイツ側が現場を 規制、調査に主体 的に関与
イタリア	原則適用	基地はイタリア 司令部の下 伊司令官常駐	イタリア側の 承認が必要	イタリア検察が証 拠品を押収
ベルギー	原則適用	地方自治体の 立入り権確保	自国軍よりも 厳しく規制	(未確認)
イギリス	原則適用	基地占有権は英国 英司令官常駐	英側による飛行 禁止措置等明記	英国警察が現場を 規制、捜索

↑ 敗戦国 ↓

日本は主権国家なのか？
ガバン・マコーマック☆が
言うように「属国」では
ないのか？

☆オーストラリア国立大学名誉教授

地位協定の比較で 何が明らかになったか？

1. 日本が主権国家ではないこと。

日本、韓国、フィリピンは**半主権国家(semi-sovereign countries)**と呼ばれている。

2. 矛盾を沖縄にしわ寄せし、日本政府と本土に暮らす99%の日本国民のほとんどが知らん振りを決め込んでいること。

これこそが構造的差別!!

環境補足協定が新たな障害に

- 県と宜野湾市が1999年から続けてきた普天間飛行場での埋蔵文化財調査にも一時、ストップがかかった。
- 基地返還に伴う調査は返還の7ヵ月前から認めるという考えが新たに盛り込まれたことで、返還日すら決まっていない普天間飛行場の立ち入りを認めることはできないという解釈がまかり通り、調査が止められたのである。
- 何より深刻なのは、基地内のPFASの調査が補足協定のためにできないこと。
- 米軍は県の立ち入り要請を原状回復(汚染の修復)を前提とした過去の汚染に対する調査と受け止め、そのような原状回復の取り決めがないことを理由に立ち入りを拒否している。

6. 地方自治の崩壊

- 2023年12月28日、国交大臣は玉城沖縄県知事に代わって、沖縄防衛局の辺野古新基地建設にかかる設計変更を承認する代執行を行なった。
- **地方自治法に基づく初の代執行。**
- 4度の知事選と2019年の県民投票で示された**民意**を踏まえた玉城知事の設計変更不承認を踏みにじるものであり、地方自治の否定。

沖繩 OKINAWA TIMES
タイムス

2023年 12月28日 木曜日
令和5年 【旧11月16日・友引】

代表 (098) 860-3000
購読のお問い合わせ 0120-21-9674
読者センター (098) 860-3663
〒900-8678 那覇市久茂地2-2-2 ©沖縄タイムス社 2023年
www.okinawatimes.co.jp

島唄 新発売!

総合	2・3	地域	12・13・15
国際・総合	4	情報・BS	16
社説・投稿欄	5	社会	17~19
経済	7~9	市況	7
文化・小説	14	証券	8・9
スポーツ	10・11	囲碁・将棋	15

映画 2・12
告別式 6

辺野古きよう代執行

設計変更 国承認へ県は上告

名護市辺野古の新基地建設を巡り、斉藤鉄夫国土交通相は28日、玉城デニー知事に代わって沖縄防衛局の設計変更を承認する代執行を行う。20日の代執行訴訟判決で、福岡高裁那覇支部（三浦隆志裁判長）による大浦湾側の設計変更の承認命令に県が従わなかったための措置。地方自治法に基づき国が地方自治体の権限事務を代執行する全国初の事例となる。一方、玉城知事は27日、記者会見し、承認を命じた同支部判決を不服として上告を正式と訴えた。（政経部・山城響、東京報道部・嘉良謙太郎）

12・19面に関連



「民意に反する」知事訴え

高裁判決を不服とし、上告することを発表する玉城デニー知事
12月27日、県庁（全開光撮影）

大浦湾 埋め立て強行

政府

辺野古新基地

【辺野古問題取材班】米移設で、沖縄防衛局は10日埋め立てに着手した。サン計に関する県との事前協議はなかった。過重な基地負担を担っている辺野古新基地建設について、反対の意思が繰り返し示され、強行した。

首相「地元」に説

10日に着手したのは、予定定海上の資材置き場(ヤ画)を前倒し(1ド)を造成する工には海上作業。政府は12日に着手予定地近くで

沖縄防衛局は、予告していた2024年1月12日ではなく、
 姑息にも2日前の1月10日に土砂投入を開始した。

国の「指示権」強化

- 2000年の地方分権一括法によって国と地方の関係は「上下・主従」から「対等・協力」に改められた。
- 国による指示権の拡充によって分権改革の成果が骨抜きにされ、再び「上下・主従」の関係に逆戻りする懸念が高まってきた。
- 「台湾有事」を想定した社会の軍事化が急速に進む沖縄で、民意が軽視され、地方自治が骨抜きにされる事能が相次いでいる

辺野古の新基地建設に伴う代執行は、地方自治法上、過去に前例がない！

辺野古新基地建設に関する全国知事アンケート

辺野古新基地建設を巡る全国知事アンケートの回答

	Q1	Q2	Q3	Q4	Q5	Q6	Q7	Q8
代執行は適切か	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄の基地負担を軽減すべきか	○	○	○	○	○	○	○	○
在沖米軍を受け入れる意思があるか	○	○	○	○	○	○	○	○
辺野古移設計画は適切か	○	○	○	○	○	○	○	○
玉城デニー知事の姿勢を評価するか	○	○	○	○	○	○	○	○
決定時期は適切か	○	○	○	○	○	○	○	○
基地の受け入れ、南西諸島の自衛隊配備強化への賛同を促すか	○	○	○	○	○	○	○	○
知事が立場を明らかにしない	○	○	○	○	○	○	○	○
権限を有するが一方、住民の負担を受けた政治家	○	○	○	○	○	○	○	○

「国の専管」理由に及び腰

全国知事アンケート

辺野古新基地建設や米軍基地の受け入れ、南西諸島の自衛隊配備強化などへの賛同を促すか、多くの知事が立場を明らかにしない。権限を有するが一方、住民の負担を受けた政治家として、そうはできないは

安全保障には負担が伴う。仮に自分の自治体で新たな基地建設計画が持ち上がったとき、反対や疑問を訴える地域の声に目を貸さず、国に従うのだろうか。固定化の温床になっている。

沖繩の米軍基地の多くは戦後に本土から移ってきた。1955年に本土89%、沖繩11%だった米軍専用施設は、本土の反対運動などを背景に徐々に沖繩へ移転。日本復帰した77年には58・8%になり、現在も7割が集中する。

沖繩に基地を押し付けたまま「国の専管事項」と距離を置き、負担の飛び火を避ける。こうした当事者性の欠如が、沖繩への基地負担固定化の温床になっている。

沖繩の米軍基地の多くは戦後に本土から移ってきた。1955年に本土89%、沖繩11%だった米軍専用施設は、本土の反対運動などを背景に徐々に沖繩へ移転。日本復帰した77年には58・8%になり、現在も7割が集中する。

沖繩に基地を押し付けたまま「国の専管事項」と距離を置き、負担の飛び火を避ける。こうした当事者性の欠如が、沖繩への基地負担固定化の温床になっている。

- 国の「代執行」に対する危機感の薄さが表面化。
- 地方自治を脅かす強権的な介入は全国どこでも起こりうるにもかかわらず、当事者意識がうかがえない。
- 沖繩に基地を押し付けたまま、「軍事は国の専管事項」と距離を置き、負担の飛び火を避ける。こうした当事者性の欠如が、沖繩への基地負担固定化の温床になっている。

2024年4月8日 沖繩タイムス

揺らぐ地方自治

2024年5月30日、地方自治法改正案、衆院を通過

- 政府は地方自治体に対する国の指示権を拡大する地方自治法改正案を提案し、2024年5月30日の衆院本会議で賛成多数で可決・通過した。通常国会での成立を目指している。
- 地方分権一括法で国と地方の関係が「対等」とされてから四半世紀足らず。各地の首長などから「上意下達に逆戻りする」などと懸念の声が上がっている。

改正地方自治法

2024年6月19日の参院本会議で可決・成立!!

非常時、国の指示権拡大

国指示権拡大 衆院通過

自治法改正案 分権逆行、乱用懸念

大規模な災害や感染症の流行など、想定外の事態に国が自治体に対応を指示できるようにする地方自治法改正案は30日の衆院本会議で可決・通過した。自民、公明、日本維新の会、国民民主党などの賛成多数。非常時に国主導による迅速な対応を可能にする狙い。指示が適切だったかどうかを検証するため国会への事後報告を義務付ける修正を加えた。立憲民主党、共産党、れいわ新選組は「時の内閣の恣意的な判断で指示できる」などと改正案に反対した。

(3面に関連)

改正案	国会での指摘
国と地方の関係を逆行するとの批判や「対等・協力」と定め、定外の要件があまりない地方分権の原則は維との指摘があり、参院持し、指示権は特別と審議での焦点となる。採決前の討論で、新の中嶋泰樹氏は指示権について「多様化する必要がある関係決定を経権について「多様化する。ただ分権の流れに危機対応に必要」と	支持を表明。立民の吉ことだ」と訴え、共産川元氏は「想定している事態に国がすべきなのは、自治体の声を聞き必要ない支援を行う」と主張した。
国と地方の関係を逆行するとの批判や「対等・協力」と定め、定外の要件があまりない地方分権の原則は維との指摘があり、参院持し、指示権は特別と審議での焦点となる。採決前の討論で、新の中嶋泰樹氏は指示権について「多様化する必要がある関係決定を経権について「多様化する。ただ分権の流れに危機対応に必要」と	災害対策基本法や感染症法など、個別の法律に規定がある場合に行使できる。改正案は「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」であれば、個別法に規定がなくても国が自治体に対して指示を出す。政府は「コロナ禍での行政の混乱を踏まえ、国が迅速な対応をとれるように」と説明。

地方自治法改正案の主な論点

指示権行使の要件
自治体との協議
国会の関与

国の指示権は現状、災害対策基本法や感染症法など、個別の法律に規定がある場合に行使できる。改正案は「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」であれば、個別法に規定がなくても国が自治体に対して指示を出す。政府は「コロナ禍での行政の混乱を踏まえ、国が迅速な対応をとれるように」と説明。

7. 物言う自由を奪う 土地利用規正法

—治安維持法、軍機保護法の再来—
—私権の制限、地域経済にマイナス—

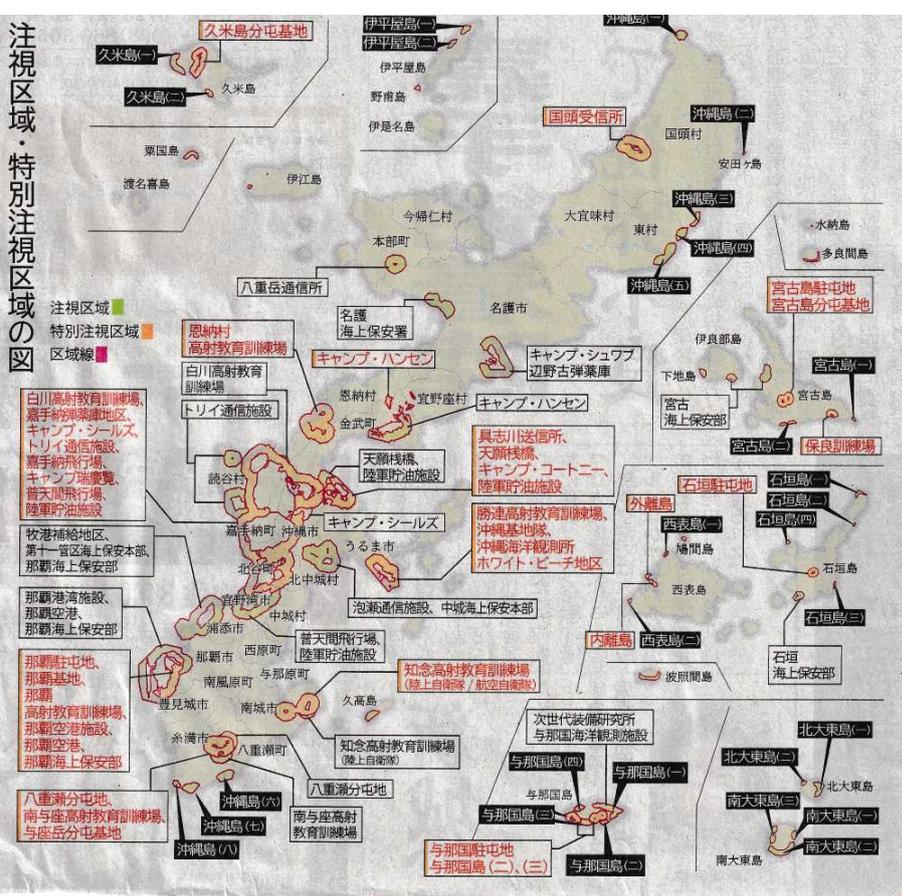
土地利用規制法適用の先駆け

- 蝶類研究者の宮城秋乃さんは、返還された米軍北部訓練場を踏査する中で、多くの米軍廃棄物を発見し、汚染者の米軍の責任を問い続ける「物言う研究者」である。
- 米軍の責任を問うために、米軍北部訓練場のメインゲート前に回収した廃棄物を置くこともした。
- 沖縄県警は宮城さん宅を家宅搜索し、パソコン、携帯、カメラなどを押収した。
- 家宅搜索の2週間後の2021年6月16日未明、「土地利用規制法」(という名の「住民規制法」)が参院で強行採決され成立した。
- 戦前の特高の再来、相互監視社会の到来である。
- 宮城さん弾圧は土地利用規制法適用のまさに先駆けであり、彼女は威力業務妨害、道路交通法違反の罪で在宅起訴された。



米軍北部訓練場のメインゲートに置かれた米軍廃棄物 (宮城秋乃さんのブログより)

注視区域・特別注視区域の図



土地規正法1年 最多70カ所指定

- 政府は全国583カ所の指定作業を完了。
- 沖縄は70カ所(全体の12%)で全国最多。
- 重要施設の周囲約1キロや国境離島を「注視区域」に指定し、司令部機能を持つ基地など特に重要な施設を「特別注視区域」に指定し、一定面積以上の取引に事前届け出を義務付けているが、防衛省の市ヶ谷庁舎は社会経済活動への影響に配慮し、「特別注視区域」ではなく「注視区域」として指定するなど”二重基準”となっている。
- 自由に平和な沖縄はますます遠くなっている。

沖縄タイムス2024年6月1日

沖縄の大部分に網をかけ、市民を監視する法律

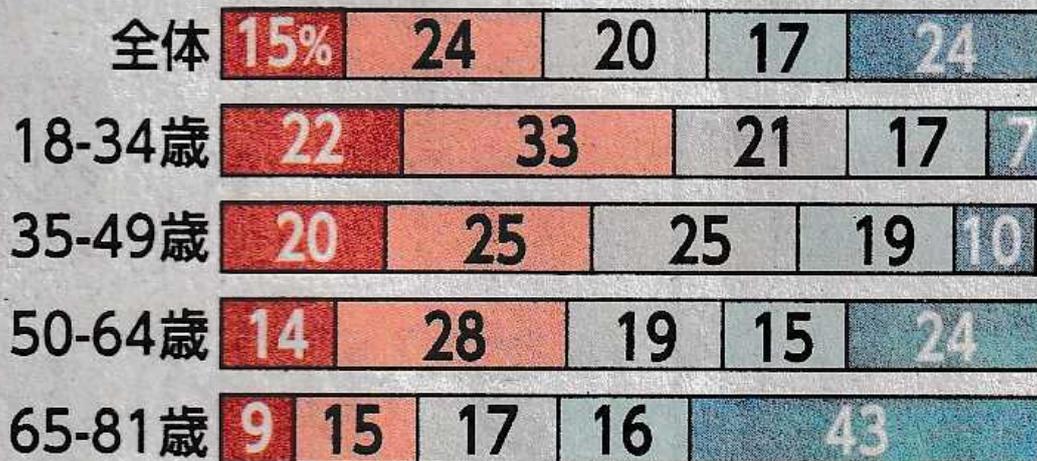
- 嘉手納基地やキャンプ瑞慶覧などの所在地の嘉手納町と北谷町は全域が「特別注視区域」(一定面積以上の土地の売買に氏名、国籍、利用目的の事前届け出が義務付けられる)に覆われることに。
- 普天間飛行場がある宜野湾市もほぼ全域が「特別注視区域」や「注視区域」となる。
- 私権の制限であり、地域経済にマイナスとなる。
- 指定にあたり、住民への説明会は一切行われなかった。
- 「安全保障のためには人権の制限はやむを得ない」という考えは危険である。

8. 乗り越えるべき 2つのギャップ

- 本土と沖縄 ↔ 「届ける会」の活動
- 高齢者と若者たち

国防政策は政府に決定権があるので
基地反対運動は無意味(年代別分布図)

■ そう思う ■ ややそう思う □ どちらとも言えない
□ あまりそう思わない ■ そう思わない

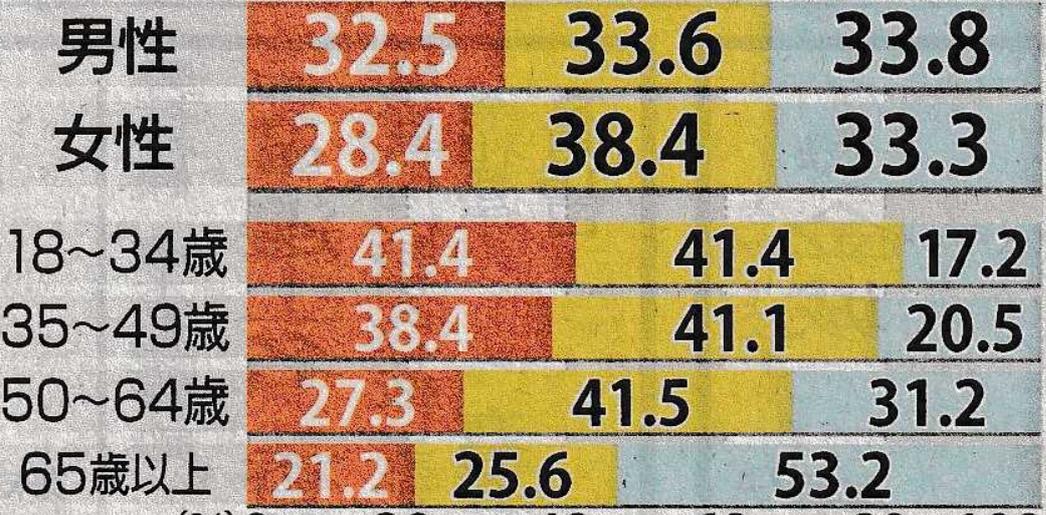


沖縄県の有権者を
対象とした郵送調査
明星大学熊本博之教授が
復帰50年の一昨年実施

2023年6月6日琉球新報より

基地問題への県民の「諦め度」

諦め度 ■ 強 ■ 中 ■ 弱



(%) 0 20 40 60 80 100

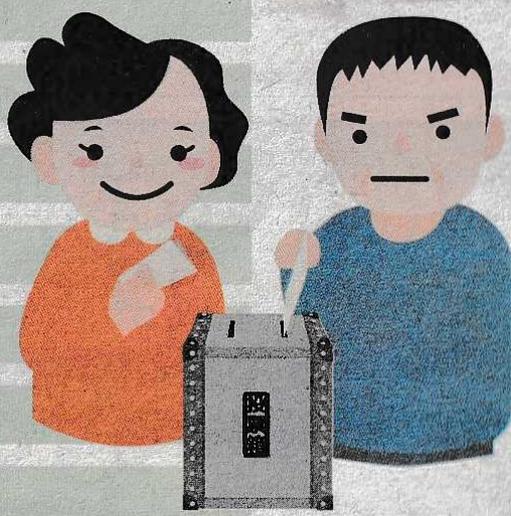
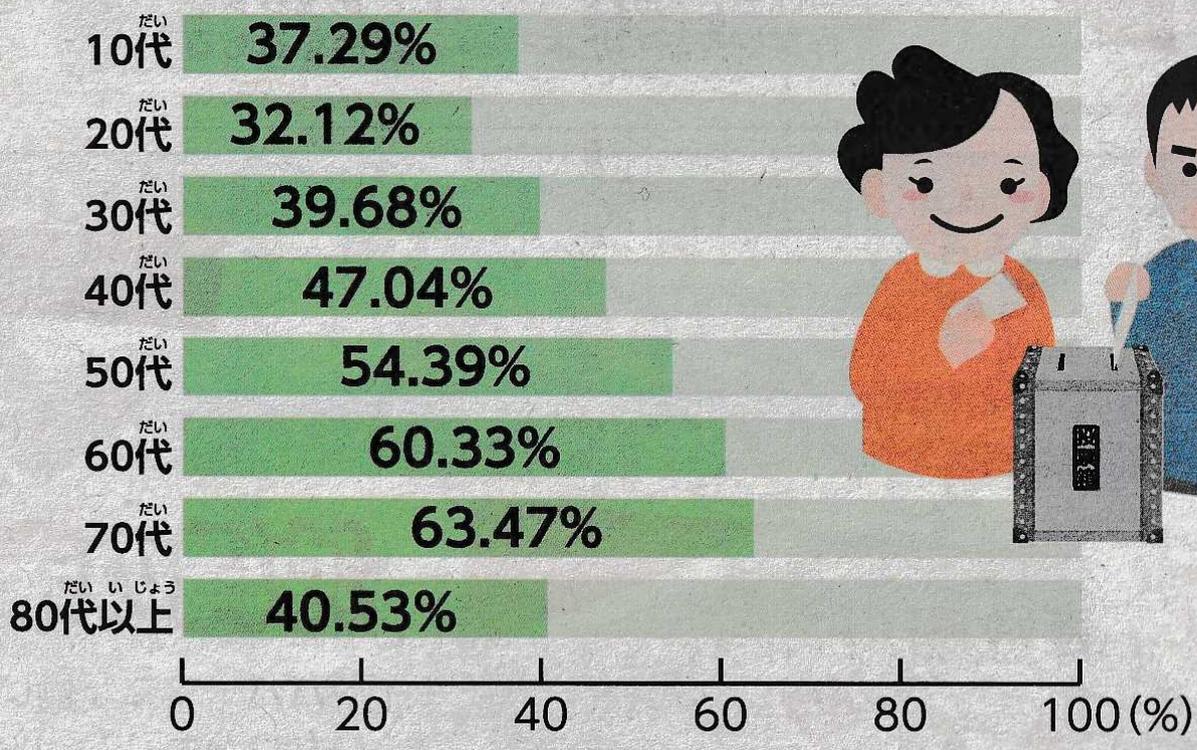
※四捨五入のため100%にならない場合もある

次の4つの質問への回答をもとに「諦め度」という指標を算出。

1. 戦略的な重要性から基地が沖縄に集中する現状はやむを得ない。
2. 国防は国の専管事項なので基地反対運動をやっても意味がない。
3. 普天間基地周辺の危険性を除去するためには、辺野古移設はやむを得ない。
4. 建設が止まる可能性は低いので、辺野古移設はやむを得ない。

2023年8月15日沖縄タイムスより

2020年の年代別の県議選投票率



前回沖縄県議選の年代別投票率

2024年6月9日
琉球新報

今夜 **8時**
放送!!

RBC 創立 70 周年特別番組

池上彰と 100人の大学生

沖縄の問題 って何ですか?

池上彰と
県内大学生 100人が、
米軍基地、子どもの貧困、南西シフト、
経済など、沖縄が抱える問題と向き合い、
意見をぶつけ合う 討論番組!!



番組情報も! 県内ニュースも!
RBCアプリ
ダウンロードはこちらから >>



外出先でも夕方ニュースが見られる!
リアルタイム 配信中
スマホは RBC アプリ PCは RBC ホームページから

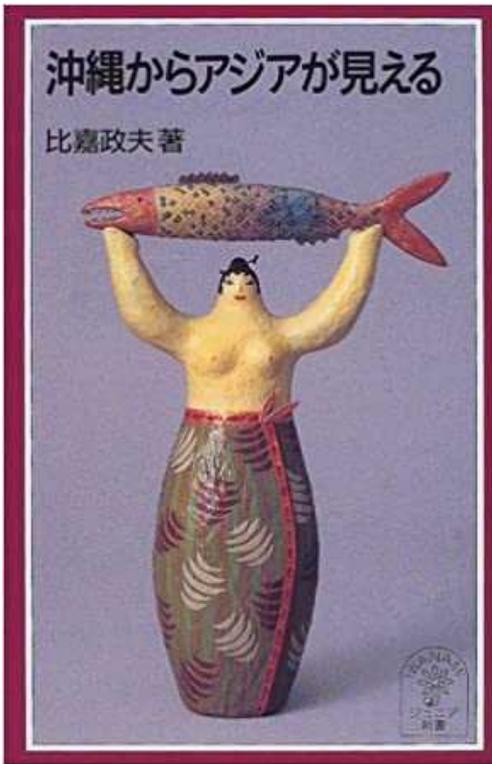


一生によりそう
一秒を。



沖縄から全国への メッセージ

2024年9月18日RBC放映の2時間番組、沖縄の大学生100名が参加
高齢者と若者たちの間に大きなギャップがあることを改めて示した!



岩波ジュニア新書

沖縄から日本が見える
本土の人たちが見たくない現実が

- 日本が主権国家ではないこと
- 日本が米国の属国であること
-

63

**沖縄は、戦前も、
戦中も、戦後も
日米の植民地**

沖縄は納得していない！

64

2013年4月28日 「主権回復の日」vs「屈辱の日」



1952年4月28日
サンフランシスコ
講和条約発効し、
日本「本土」主権回復

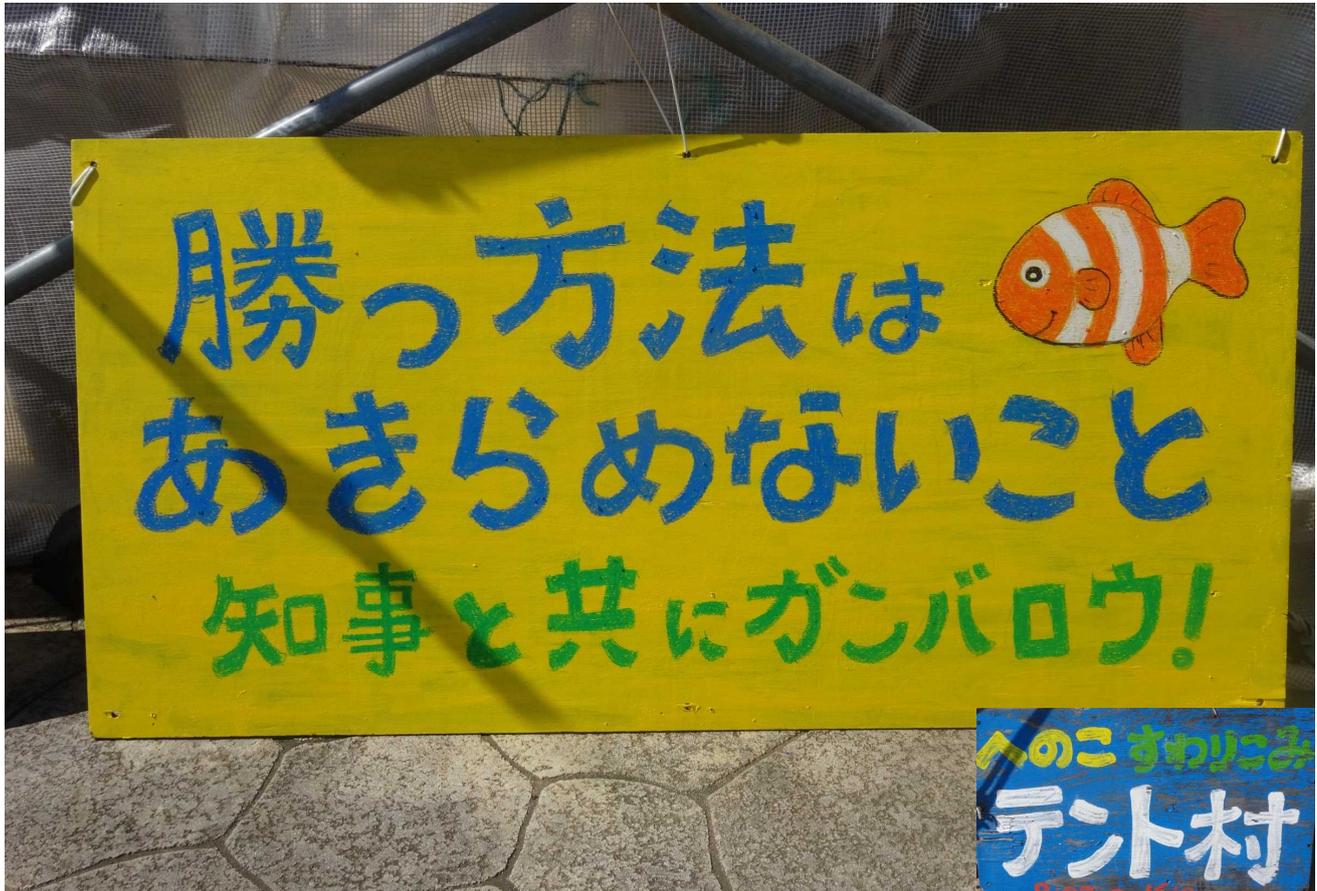
北緯29度以南
の南西諸島は
引き続き米国統治

マルティン・ニーメラーの詩 (ドイツ・ルター派牧師)

- ナチスが最初共産主義者を攻撃したとき、私は声をあげなかった。私は共産主義者ではなかったから。
- 社会民主主義者が牢獄に入れられたとき、私は声をあげなかった。私は社会民主主義ではなかったから。
- 彼らが労働組合員たちを攻撃したとき、私は声をあげなかった。私は労働組合員ではなかったから。
- そして、彼らが私を攻撃したとき、私のために声をあげる者は、誰一人残っていなかった。



近年、沖縄を他人事のように見る本土の視線が強まっているように思えるのだが、それは杞憂だろうか？



67

ご静聴ありがとうございました。



桜井国俊、工学博士
沖繩大学名誉教授
沖繩環境ネットワーク世話人
有機フッ素化合物(PFAS)汚染から市民の生命を守る連絡会共同代表
沖繩・琉球弧の声を届ける会共同代表